

# 公 示

公 示 第 1 7 号

21.10.1改訂版

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の申請に際し、原価計算書等を省略できる場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類（以下「原価計算書等」という。）の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

## 記

原価計算書等の添付が必要ないと認める場合

1. 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。
2. 申請しようとする運賃及び料金が、介護保険サービス等と連続して行う要介護者等の輸送サービス（以下「介護輸送サービス」という。）に限り適用される場合。

ただし、提供される介護輸送サービスの内容と比較して、運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときを除く。

附 則（平成14年7月1日付け公示第17号）

1. 本公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の申請に際し、原価計算書等を省略できる場合について」（平成14年1月17日付け公示第91号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成16年5月7日付け公示第11号で一部改正）

この公示は、平成16年5月7日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成16年11月16日付け公示第92号で一部改正）

この公示は、平成16年11月17日から適用する。

附 則（平成21年10月1日付け公示第68号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日から適用する。